



鳥取県公報

平成16年 2月19日(木)
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(107)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(108)(＼).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(109)(水産課).....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(110)(＼).....	3

告 示

鳥取県告示第107号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年 2月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.1</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.1</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.15</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.15</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.125</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.125</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.175</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.175</u> パーセント
略		略	
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.275</u> パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.275</u> パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.325</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.325</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.325</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.325</u> パーセント
		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.375</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.375</u> パーセント

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.45パーセントの割合で交付する場合	年0.45パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント

鳥取県告示第108号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成16年2月19日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成16年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前						
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	
1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.95パーセント以内	略	略	1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年1.05パーセント以内	略	略	
	7年超8年以内	年1.0パーセント以内	略	略		7年超8年以内	年1.1パーセント以内	略	略	
	8年超9年以内	略	年1.45パーセント	年0.6パーセント		8年超9年以内	略	年1.55パーセント	年0.7パーセント	
	9年超11年以内	略	年1.35パーセント	年0.5パーセント		9年超10年以内	略	年1.45パーセント	年0.6パーセント	
	11年超12年以内	年1.4パーセント以内	略	略		10年超11年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
	12年超14年以内	年1.5パーセント以内	略	略		11年超13年以内	年1.5パーセント以内	略	略	
	14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略	略		13年超14年以内	年1.6パーセント以内	略	略	
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.2パーセント以内	略		略	14年超15年以内	年1.7パーセント以内	略	略
	7年超8年以内	年1.25パーセント以内	略	略		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.3パーセント以内	略	略
	8年超9年以内	略	年1.2パーセント	年0.35パーセント		7年超8年以内	年1.35パーセント以内	略	略	
	9年超11年以内	略	年1.1パーセント	年0.25パーセント		8年超9年以内	略	年1.3パーセント	年0.45パーセント	
	11年超12年以内	年1.65パーセント以内	略	略		8年超9年以内	略	年1.3パーセント	年0.45パーセント	
	12年超14年以内	年1.75パーセント以内	略	略		9年超10年以内	略	年1.2パーセント	年0.35パーセント	
	14年超15年以内	年1.85パーセント以内	略	略		10年超11年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	
(2) 大企業に貸し付ける場合	7年以内	年1.45パーセント以内	略	略	11年超13年以内	年1.75パーセント以内	略	略		
	7年超8年以内	年1.5パーセント以内	略	略	13年超14年以内	年1.85パーセント以内	略	略		
	8年超9年以内	略	年0.95パーセント	年0.1パーセント	14年超15年以内	年1.95パーセント以内	略	略		
	9年超11年以内	略	年0.85パーセント	略	7年以内	年1.55パーセント以内	略	略		
	11年超12年以内	年1.9パーセント以内	略	略	7年超8年以内	年1.6パーセント以内	略	略		
	12年超14年以内	年2.0パーセント以内	略	略	8年超9年以内	略	年1.05パーセント	年0.2パーセント		
14年超15年以内	年2.1パーセント以内	略	略	9年超10年以内	略	年0.95パーセント	年0.1パーセント			
					10年超11年以内	年1.9パーセント以内	年0.85パーセント	略		
					11年超13年以内	年2.0パーセント以内	略	略		
					13年超14年以内	年2.1パーセント以内	略	略		
					14年超15年以内	年2.2パーセント以内	略	略		

2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.7パーセント以内	略		
			7年超8年以内	年0.75パーセント以内	略		
			8年超9年以内	略	年1.7パーセント	年0.85パーセント	
			9年超11年以内	略	年1.6パーセント	年0.75パーセント	
			11年超12年以内	年1.15パーセント以内	略		
			12年超14年以内	年1.25パーセント以内	略		
			14年超15年以内	年1.35パーセント以内	略		
			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年0.95パーセント以内	略	
				7年超8年以内	年1.0パーセント以内	略	
				8年超9年以内	略	年1.45パーセント	年0.6パーセント
				9年超11年以内	略	年1.35パーセント	年0.5パーセント
				11年超12年以内	年1.4パーセント以内	略	
				12年超14年以内	年1.5パーセント以内	略	
				14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略	
			(2) 大企業に貸し付ける場合	7年以内	年1.2パーセント以内	略	
7年超8年以内	年1.25パーセント以内	略					
8年超9年以内	略	年1.2パーセント		年0.35パーセント			
9年超11年以内	略	年1.1パーセント		年0.25パーセント			
11年超12年以内	年1.65パーセント以内	略					
12年超14年以内	年1.75パーセント以内	略					
14年超15年以内	年1.85パーセント以内	略					
3 生活環境施設整備資金		25年以内	年1.4パーセント以内	略			

備考 略

2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.8パーセント以内	略		
			7年超8年以内	年0.85パーセント以内	略		
			8年超9年以内	略	年1.8パーセント	年0.95パーセント	
			9年超10年以内	略	年1.7パーセント	年0.85パーセント	
			10年超11年以内	年1.15パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	
			11年超13年以内	年1.25パーセント以内	略		
			13年超14年以内	年1.35パーセント以内	略		
			14年超16年以内	年1.45パーセント以内	略		
			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.05パーセント以内	略	
				7年超8年以内	年1.1パーセント以内	略	
				8年超9年以内	略	年1.55パーセント	年0.7パーセント
				9年超10年以内	略	年1.45パーセント	年0.6パーセント
				10年超11年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
				11年超13年以内	年1.5パーセント以内	略	
				13年超14年以内	年1.6パーセント以内	略	
(2) 大企業に貸し付ける場合	7年以内	年1.3パーセント以内	略				
	7年超8年以内	年1.35パーセント以内	略				
	8年超9年以内	略	年1.3パーセント	年0.45パーセント			
	9年超10年以内	略	年1.2パーセント	年0.35パーセント			
	10年超11年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント			
	11年超13年以内	年1.75パーセント以内	略				
	13年超14年以内	年1.85パーセント以内	略				
14年超16年以内	年1.95パーセント以内	略					
3 生活環境施設整備資金		25年以内	年1.5パーセント以内	略			

備考 略

鳥取県告示第109号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成16年2月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成16年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年1.4パーセント	略	年1.5パーセント	略

鳥取県告示第110号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成16年2月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成16年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.025パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.125パーセント	略
その他の資金	年1.4パーセント	略	その他の資金	年1.5パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.4パーセント	略		年1.5パーセント	略	